

歴史まちづくり計画の多様な戦略と可能性

阿部大輔(東京大学特任助教)+窪田亜矢(東京大学准教授)+中島直人(東京大学助教)

2009年6月までに、歴史まちづくり法の適用を受け、歴史的風致維持向上計画(以降、歴史まちづくり計画)を策定している自治体は、金沢市(石川県)、高山市(岐阜県)、彦根市(滋賀県)、萩市(山口県)、亀山市(三重県)、犬山市(愛知県)、下諏訪町(長野県)、佐川町(高知県)、山鹿市(熊本県)、桜川市(茨城県)の10自治体である。各自治体の歴史まちづくり計画の概要ならびに詳細はそれぞれの自治体のホームページ、及び本特集の別稿に委ねるとして、本稿ではこれら10市町村の取り組みを横断的に俯瞰することで、動き始めた歴史まちづくり法の現段階での特徴を整理したい。

●自治体の規模

一見して理解できるのは、金沢市と彦根市を除いて人口10万人以下の比較的小規模な自治体が歴史まちづくり法の活用を名乗りを上げていることである。各自治体の面積を見ると、合併を経て日本最大の市町村となった高山市(約2178km²)から最小の下諏訪町(約67km²)まで様々である。

歴史まちづくり法は後述する「重点区域」の整備に主眼を置く制度であるが、同時に各自治体に市全域における歴史的風致の把握ならびにその維持向上方針を定めることも要請

る。これは第二期に指定を受けた犬山市、下諏訪町、山鹿市などが該当する。市域に重要文化財建造物が一件でも存在すれば、歴史まちづくり計画を作成し認定を受けることによつて、当該建造物の保存のみならずその周辺環境も一体的に整備することが可能となる。

とりわけ、2007年12月に重要文化財に指定されたばかりの竹村家住宅を歴史的風致の核として、その周辺で歴史まちづくり法に基づく様々な整備事業を計画している佐川町の例は示唆的である。つまり、歴史まちづくり法の施行は、これまで歴史的建造物の文化財指定に二の足を踏みがちだった自治体が改めて指定を目指し、総合的な歴史的風致の保全に取りかかるインセンティブとなつていくことが期待される。

●歴史的風致の記述

歴史的風致は、「歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地」と「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動」で構成される。いずれの自治体もこの規定

している。これは、歴史まちづくり計画が当該市町村の建設に関する基本構想に即するとともに、都市計画マスタープランと調和することが規定されていることに由来する。いずれの自治体も、将来構想として全域を対象とする市総合発展基本計画や都市構想といった包括的な都市政策をすでに策定しており、その中に歴史まちづくり計画の活用を戦略的に位置づけることが不可欠となっている。

●策定の背景

策定に至った社会的背景には、いを受け、ハードとしての歴史的建造物や町並みと地域に根付く伝統芸能や伝統工芸をセットにして歴史的風致と捉えている。

前者の物的環境としての市街地については、いずれの自治体も城下町や門前町といった地域の形成を支えてきた重要な歴史的市街地を有している。その起源や経緯などは多様であるが、それが歴史的風致の核となっているという点は共通している。一方、整備の対象となりやすい物理的環境としての歴史的市街地だけでなく、これまで空間整備になかなか反映されなかった伝統文化を積極的に位置づけようとする各自治体の姿勢を読み取ることができる。

中でも、地域に根付く祭りはいずれの自治体においても維持向上すべき歴史的風致となっている。時代の展開の中で歴史的町並みが徐々に現代的な風景へと変容しつつある地域でも、祭りが完全に途絶えていることは稀である。伝統文化としての重要性だけでなく、歴史的町並みを背景に街路空間で展開される祭りは、ひとつの行政体としてのまとまりを

たる重点区域が指定された。

従来からの積極的なまちづくりの取り組みをさらに発展させるプロセスにおいて、この歴史まちづくり計画を位置づけている例もある。1967年に伝統環境保存条例を制定した後も精力的に多種多様な市独自条例を制定することで総合的な環境保全に取り組んできた金沢市、1994年に萩まちじゅう博物館構想を発表後、NPOを中心とした市民まちづくりを展開してきた萩市が代表例である。また、金沢市や彦根市はこれまでの着実なまちづくりの延長線上に世界遺産登録を位置づけ、その一環として歴史まちづくり計画を活用しようとしている。

策定の背景の第三の類型として、わが国の地方都市が一般的に抱えている歴史的建造物の維持管理や高齢化・少子化、後継者不足といった問題が深刻化していた例が挙げられ

強調できる存在なのだろう。今後、祭り空間をきっかけとして歴史的風致の回復に取り組もうとする自治体が増加することも期待できる。

もちろん、人々の活動は祭りに留まるものではない。歴史的風致は、季節感を空間的に演出する地域の植物や様々な生活スタイルも維持向上の対象としている。生業のために武家屋敷で栽培された萩市の「夏みかん」、地域の人々の努力や牧野富太郎を連想させる佐川町の「桜」などが典型である。

また、自治体に関連の深い時代背景にまつわる「毛利」や「明治維新」を歴史的風致の表現に盛り込んでいる萩市や、「古代」をテーマに掲げる山鹿市のような例もある。いずれにせよ、こうした地域の伝統的な人間の活動の重要視が大きな特徴となっている歴史まちづくり法は、従来のハード中心の環境整備を乗り越え、本来的な歴史的環境保全を可能とする視点を有している。

なお、市町村合併によって日本一広い市町村となった高山市では、歴史的風致そのものは中心である城下

町高山に限定しているが、全市域をこれまでの都市形成過程において位置づけ、城下町高山との関係性を明示することで、一つの行政体としてのまとまりを強調しているように感じられる。従来の法制度では捉えにくかった、都市形成の過程を現在の時点も含めて捉えなおして、ストーリー化することも、歴史的風致の記述の一つの目的となりえよう。

以上のように、現状の計画における歴史的風致の書き込み方には様々な工夫がなされているのは読み取れるものの、それらが、計画の後半にある新たな事業を歴史的風致の一部となさしめるほどにブラッシュアップできる保証がないことも指摘しておきたい。つまり、各種事業が考案された際に、それがここで記述されている歴史的風致の一部をなすものになつていくかどうかを判断するための指標としては、不安も残るといふことである。おそらく書き込み方の課題というよりは、歴史まちづくり計画の仕組みや運用の仕方の課題とも考えられる。この点は最後の事業の項目で述べることにしたい。

表1 認定済みの歴史まちづくり計画の概要

	人口 面積	計画の名称 (認定日/期間)	策定の背景	歴史的風致の 記述	文化財の状況
金沢市	45万6898人 467.77 km ²	金沢市歴史的風致維持向上計画 H21.1.19 / H20-29	世界遺産登録を目指した運動/金沢世界都市構想(第二次基本計画)(H18年)	「歴史的建造物」「歴史的街並み」「人々の生活、生業」「伝統行事」「伝統文化」「工芸技術(伝統産業)」	【国指定】58件(重伝建2地区、【県指定】133件、【市指定】181件、【登録文化財】89件、【市独自条例】79件
高山市	9万5148人 2177.67 km ²	高山市歴史的風致維持向上計画 H21.1.19 / H20-24	H17の合併による日本一の市の誕生/市域としての一体感、歴史資産の活用による地域活性化の必要性	「歴史と伝統によって構築された歴史的建造物とその周辺市街地」「歴史、伝統を反映した人々の活動」	【国指定】41件(重伝建2地区、【県指定】117件、【市指定】777件
彦根市	11万1758人 196.84 km ²	彦根市歴史的風致維持向上計画 H21.1.19 / H20-29	世界遺産登録を目指した運動/彦根市総合発展計画(H18)の「ひこね文化・継承・創造・発信プロジェクト」	「交通の要衝に息づく人々の活動」「生活の中での多彩な営み」「伝統文化」「伝統工芸」	【国指定】21件、【県指定】9件、【町指定】62件
萩市	5万7704人 698.87 km ²	萩市歴史的風致維持向上計画 H21.1.19 / H20-29	萩まちじゅう博物館構想(H16)「萩市将来展望(H19)」	「伝統行事」「伝統技法」「文化」「思想」「毛利の城下町」「明治維新の貴重な史跡」	【国指定】22件(重伝建3地区、【県指定】11件、【市指定】53件
亀山市	5万245人 190.9 km ²	亀山市歴史的風致維持向上計画 H21.1.19 / H20-29	H17年の旧亀山市と旧岡町の合併/「東海道」への意識の高まり/第一次亀山市総合計画(H19)の「東海道歴史文化回廊」	「生活する人々と往来する人々の相互の交流」「街道文化」「旅人たちによってもたらされた様々な文化」	【国指定】6件(重伝建1地区、【県指定】11件、【市指定】126件
犬山市	7万5864人 74.97 km ²	犬山市歴史的風致維持向上計画 H21.3.11 / H20-29	町家などの維持管理の問題、所有者の高齢化や後継者不足/公共事業による歴史的建造物の取り壊し/第四次総合計画(H12)/都市マス(H10)	「町衆らにより大切に守り伝えられてきた犬山祭の祭礼儀式(重要無形民俗文化財)」「国宝大仏堂」「城下町の歴史的な町並み」	【国指定】22件、【国登録文化財】140件、【県指定】4件、【市指定】37件
下諏訪町	2万2314人 66.9 km ²	下諏訪町歴史的風致維持向上計画 H21.3.11 / H20-24	少子高齢化に伴う氏子の減少、建造物の維持管理問題/第六次改訂下諏訪町総合計画	「国指定重要文化財諏訪大社下社春宮と秋宮の門前の温泉宿場町」「祭礼の伝統文化」固有名詞が多い	【国指定】7件、【県指定】1件、【町指定】22件
佐川町	1万4406人 101.21 km ²	佐川町歴史的風致維持向上計画 H21.3.11 / H20-25	「文教のまち」の歴史的環境の衰退、竹村家住宅の国重要文化財への指定を契機とするまちづくり機運の高まり	「江戸期から綿々とその伝統を守る造り酒屋の酒蔵や旧商家を中心に風情あるまちなみ」「牧野公園をはじめとした桜とお酒」「歴史的まちなみ」「伝統と風土に根ざした人びとの活動」	【国指定】3件、【県指定】8件、【町指定】46件
山鹿市	5万8376人 299.67 km ²	山鹿市歴史的風致維持向上計画 H21.3.11 / H20-29	H17の合併を経て全地域がみなし過疎地域となっている/H19からの景観計画策定への取り組み	「国指定史跡の古代山城「鞠智城跡」」「伝統的な祭礼」「国指定重要文化財の芝居小屋「八千代座」」「歴史と伝統を反映した市民の活動」	【国指定】7件、【県指定】13件、【市指定】93件
桜川市	4万9852人(H17) 179.78 km ²	桜川市歴史的風致維持向上計画 H21.3.11 / H20-29	H17に岩瀬町・真壁町・大和村の合併により誕生/将来都市構想の統合の必要性/「日真壁町の町並みの存在」	「地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動」「その活動が行われる歴史的価値の高い建造物」	【国指定】6件、【県指定】11件、【市指定】126件

計画推進・実現の体制		重点区域の指定範囲		都市計画や景観計画等との関係		主な施策/事業
協議会・市民団体等	庁内体制	名称	面積	他ツールによる規制	景観計画策定状況	
金沢市歴史まちづくり協議会	事務局:文化財保護課・歴史建造物整備課・景観政策課・都市計画課 歴史遺産保存部・歴史遺産調査研究室設置/まちづくりフロア	金沢城下町区域	2,130ha (4.6%) ※市域面積に占める割合	高度地区/地区計画/まちづくり協定/風致地区/特別緑地保全地区/屋外広告物条例/市独自条例	△:伝統環境調和区域の拡大+伝統環境調和区域の新設、景観法に基づく景観計画への移行予定	●金沢公園整備 ●大野庄用水整備事業 ●無電柱化事業 ●加賀宝生子ども塾事業
高山市歴史的風致維持向上計画協議会	事務局:文化財課・都市整備課	城下町高山	約238ha (0.1%)	風致地区(3地区)/市街地景観保存条例/重伝建(2地区)/高度地区/高山市屋外広告物条例	○:H18.12.22「城下町景観重点区域」「中心商業景観重点区域」「風致地区」「景観計画区域」の設定による規制	●旧矢嶋邸整備事業 ●周遊ルート整備事業 ●ソフト事業(歴史祭礼支援)
審議組織/市民活動との連携/風致維持向上協議会	事務局:(仮称)まちなみ保全課(新設)/文化財課・都市計画課	彦根城下町区域	約400ha (20%)	地区計画(約3ha)/風致地区(二地区約100ha)屋外広告物条例(H23予定)/容積率の引き下げ	○:H19.6.18	●旧池田屋敷長門門修復事業 ●まちなみネットワーク整備 ●自転車エコツーリズム関連事業
市民団体(NPO)萩まちじゅう博物館など/歴史的風致維持向上計画協議会	事務局:歴史まちづくり部(新設)/都市計画課、まちなみ対策課、文化財保護課・総合政策部	萩市歴史的風致保存区域	1,240ha (1.8%)	自然公園法/市条例に基づく規制緩和措置	○:H19.10.26 重点景観計画区域	●萩城跡(外堀・内堀)水質浄化対策事業 ●観音院観音堂修復事業 ●萩藩校明倫館整備事業 ●萩夏祭り
亀山市歴史まちづくり事業協議会	事務局:産業建設部まちづくり推進課・教育委員会まちなみ・文化財室	亀山市東海道沿道区域	約500ha 延長約19.5km (26%)	高度地区の検討/三重県屋外広告物条例	△:策定中(歴史的景観重点区域の指定)	●東海道沿道環境整備事業 ●旧亀山城多聞櫓保存整備事業 ●亀山城を含む亀山公園および周辺の歴史的環境整備事業
犬山市歴史まちづくり推進調整会議/犬山市歴史まちづくり協議会	事務局:歴史まちづくり課(教育委員会内新設)	犬山市城下町周辺区域	約180ha (24%)	高度地区の検討/道路幅員の再検討/伝建地区(指定予定)	○:H20.4.1	●新町線道路美化事業 ●堀部家住宅整備事業 ●犬山市文化史料館リニューアル事業
下諏訪町歴史まちづくり協議会	事務局:教育委員会・まちづくり部局 政策参事の設置(部局横断)	下諏訪町門前地区	63.0ha (0.9%)	まちづくり要綱/現在特に有効な土地利用規制は不在	×:今後、計画策定の検討	●諏訪大社下社春宮と秋宮の修復事業 ●展示施設の整備 ●住民・NPO団体等への支援事業
文化財保護協議会/景観協議会/歴史的風致維持向上協議会	事務局:総務課・産業建設課・教育委員会	さかわ文教・歴史のまちなみ	20.3ha (0.2%)	佐川町まちなみ景観条例(H5) 今度、高度地区ならびに景観条例の景観形成特定地区の再指定を予定	×:今後策定予定	●佐川文庫(旧青山文庫)移築・活用化事業 ●牧野公園整備事業 ●浜口邸買取り・整備事業
山鹿市歴史的風致維持向上計画協議会	事務局:山鹿市教育委員会文化課/建設部都市計画課	山鹿湯まち地区 菊鹿古代の里地区 ※二地区指定	530ha 1,120ha (5.5%)	景観計画による環境保全+景観形成基準による高さ制限	○:H20.12.16「重要生活景観要素」の指定	●歴史的小路整備事業 ●さくら湯再生及び公園整備事業 ●農地・水・環境の維持向上に関する支援
桜川市歴史的風致維持向上協議会	事務局:文化生涯学習課・都市整備課	真壁地区	196ha (1.1%)	高度地区の検討/伝建地区(指定予定)	△:策定中	●真壁陣屋跡整備事業 ●板橋修景事業 ●旧真壁郵便局舎補強事業

「萩まちじゅうミュージアム構想」位置付けているのが注目される。

民間組織や各種NPOをも同一の議論の場に据えるプラットフォームとして期待される。そういう点では、づくり計画の実施主体として明確に位置付けているのが注目される。

をNPOとの協働で進めてきた実績のある萩市が、市民団体を歴史まちづくり計画の実施主体として明確に位置付けているのが注目される。

一方、行政内の推進体制という点で歴史まちづくり法が要求するの、まちづくり部局と文化財部局の有機的な連携体制構築である。この

●文化財の状況

歴史まちづくり計画における重点区域指定は、重要文化財建造物等(重要文化財、重要有形民俗文化財または史跡名勝天然記念物として指定された建造物)あるいは重要伝統的建造物群保存地区を有していることが前提となっている。

国指定の文化財の数は、町並み保全の先進自治体でもある金沢と高山がそれぞれ500件超、900件超と突出して多い。この2都市の文化財の豊富さは例外かもしれないが、佐川町や下諏訪町といった小規模自治体も3〜7件程度の国指定文化財を有しており、一般的に見ると一定程度の文化遺産に恵まれた状況にあると言える。

●計画実現のための体制

歴史まちづくり法の第11条には、計画の作成、変更、実施に関わる連絡調整のための、協議会の設置規定がある。10自治体のすべてが、この規定に則って、歴史まちづくり計画のための協議会を設置している。協議会は行政内部の協働に加え地元住

連携強化のために新たに部局編成を行ったのは、都市計画課とまちなみ対策課、文化財保護課を管轄する歴史まちづくり部を新設した萩市、彦根市、山鹿市、新たに部局横断の政策参事を置いた下諏訪町など、それぞれのやり方で連携強化を図っている。

●重点区域の指定範囲

重点区域は集中的な事業実施を行うとともに景観計画を策定することで規制も同時に導入される区域であり、各自自治体の歴史まちづくり計画の「顔」となるエリアである。

最大の重点区域を持つのは金沢市で、「金沢城下町区域」は2130ヘクタールを有する。一方、最小の重点区域は佐川町の「さかわ文教・歴史のまちなみ」の20・3ヘクタールで、金沢との格差は実に百倍にも及ぶ。重点区域の規模は、その歴史

的風致の種類や、これまでの取り組みの蓄積、そして今後の歴史まちづくりの構想等に左右されるだろう。現在の歴史まちづくり計画における少なくとも規模の面での多様性は、従来から歴史まちづくりを都市政策の中心に位置づけ、歴史的環境形成総合支援事業以外にも数多くの補助事業、独自事業を実施、構想している第一級の歴史都市、先進自治体だけではなく、事業を狭い範囲に集中させることでまずは最初の効果を引き出したいと考えているような都市も歴史まちづくり法を活用していることの証左であろう。

とはいえ、10自治体の重点区域のうち、金沢、萩に加えて、高山、彦根、犬山の計5都市は確固たる旧城下町の範囲を基本的に踏襲しており、規模には差があるものの、その構造はよく似ている。すなわち、史跡指定されている城跡を中心に、城下町の一部の重要伝統的建造物群保存地区等を包含した形の区域指定となっているのである。旧城下町以外の区域は、諏訪大社の二つの宮を中心とする複核の門前町である「下諏

訪門前地区」、旧城下町であるが酒蔵を有する町人町を対象を絞った「さかわ文教・歴史のまちなみ」がある。こうして重点区域の内実を見ていくと、その多くは旧来から地域の歴史的な核として明確に認識されてきたエリアであり、全国各地でより多様であると予想される歴史的風致の性質からすれば、まずは落ち着くところに落ち着いているといった印象が強い。そうした中で、旧城下町であるが古代の条里制による水田地帯を大きく含む「菊鹿古代の里地区」と温泉町である「山鹿湯のまち地区」の連続していない二区域を指定している山鹿市、「東海道並びに東海道上に位置する坂下宿、関宿、亀山宿の三つの宿場町及び集落の範囲」として、三つの宿場町に街道沿道の集落群も含めた線状の重点区域である「亀山市東海道沿道区域」などは、これまでの「歴史まちづくり」にあった「著名な歴史都市」という限定を解いていく可能性を感じさせる。なお、重点区域のより詳細な範囲は、景観計画区域等の範囲との整合性で

う。

今回の歴史まちづくり法は基本的に事業補助制度としての性格が濃厚であり、5～10年の計画期間が過ぎれば計画そのものが終了し取り組みが将来的に継続しない危険性を孕んでいる。同時的な景観計画の策定を義務化し、景観計画が重点区域を内包する形は、事業と規制の両輪を強化するという戦略でもあり、歴史まちづくりの持続性を担保する最低限の仕組みなのである。

しかし、都市計画や景観計画が持続可能な歴史まちづくり計画のフィージビリティを左右することになる点を鑑みると、景観計画策定の遅れは今度の事業の展開に影響を与えると思われる。例えばすでに平成20年度の景観法による景観計画移行を目指していた金沢市がやや遅れてしまっているように、記述内容が実際のスケジュール通りに実現しないことも十分に考えられるし、多くの計画書に盛り込まれている高度地区指定などの検討課題が本当に検討に付されるのかどうかも定かではない。まちづくり要綱は存在するものの現在

決まる他、自然地形や幹線道路等で画される場合が多いが、「歴史まちづくり法における「歴史的風致」の概念が無形の伝統的要素を重視していることを反映して、町内会組織を母体とした住民主体のまちづくり活動が特に盛んである地域では町内会の境界を「重点地区」の範囲に採用したり（下諏訪）、氏子活動が見られる地区を範囲としたりしている例（山鹿湯まち地区）も見られる。

●都市計画や景観計画との関係

歴史まちづくり計画は、都市計画法や景観法などによる歴史的風致の維持向上に関する現行規制の総括と今後の規制の構想という性格も有している。歴史まちづくり計画は、単なる事業カタログではない。

都市計画については、10自治体のいずれもが都市計画区域を有しているが、重点区域の中には、山鹿菊鹿古代の里地区のように完全に都市計画区域外のケースもある一方で、高山市のように高度地区によって全面的に高さ規制を実施しているところもある。また、城下町を重点区域と

している金沢市、高山市では共通して、城下町を取り囲む丘陵が風致地区に指定されている。彦根でも城跡周辺やお濠が風致地区となっている。また、歴史まちづくり計画の中では、彦根市は建ぺい率、容積率ダウンを狙った用途地域の変更、犬山市は都市計画道路の見直しなども記述している。また、構想としては、高度地区指定の検討という記述が複数の計画で見られ、歴史的風致の維持向上における建物高さ制限の重要性が周知されている様子が伺える。

しかし、歴史まちづくり計画において、都市計画以上に深い関係を想定されているのが、景観法に基づく景観計画である。10自治体のうち、すでに景観計画を策定済みののが5自治体（高山、彦根、萩、犬山、山鹿）、策定中なのが3自治体（金沢、亀山、桜川）である。いずれも景観計画区域は市町全域とし、さらに詳しい行為の規制内容を定めた重要な地区（ここでは「景観重点地区」と呼ぶ）を別途指定する形式を採用しているが、歴史的風致の維持更新に関する重点区域は、地理上の若干の

のところ特に有効な土地利用規制を有さない下諏訪町や、景観条例（1993年制定）における景観形成特定地区の再指定を目指している佐川町では、今後、早急な景観計画の策定が求められる。この歴史まちづくり計画を単なる希望や願望が列挙された文書としてしまわないために、恒常的な進行管理、チェックの仕組みを設ける必要があるだろう。

●主な施策／事業

全体傾向として、歴史的環境形成総合支援事業で助成対象となっていることもあり、「復元」事業が目立つことが挙げられる。失われた城門の復元整備（金沢市、彦根市等）など、従来の歴史的建造物の保存・活用を超えた、歴史的風致の再生への取組である。また、単にものを「復元」とするのではなく、一度移築されてしまったものを元にあった場所付近への「再移築」という立地の復元のプロジェクトもある（佐川市・佐川文庫庫舎移築・活用化）。

まず歴史まちづくり計画では、目玉である「歴史的風致維持向上施設の整備及び管理」の前に、良好な景観形成に関する施策との連携と並んで、歴史的風致の根幹をなす文化財の保存及び活用の方針が併記されている。かつて市街地整備系の補助事業が文化財保護系部局との十分な連携がとれないままに進められて、時にその事業が歴史のオーセンティシティに反して実施されてしまったという事態を憂慮してのことで、歴史まちづくり計画の非常に重要な仕組みである。さて、実際に列挙された「歴史的

町が買い取り、公園整備する事業（佐川町・上街景観改善事業）や風致に合致しないという理由で、土蔵以外の現状建造物（RC）を撤去する事業（高山市）など、今現在風致を害しているものを積極的に取り除く事業が推奨されているのも大きな特徴である。

こうした「復元」的な事業は、当然のことながら、現在の見慣れた風景を大きく変えることになるし、またある時代の歴史のために、それ以外の時代の歴史が消されていくという歴史の選択性という問題も抱えている。今回の歴史まちづくり法でまちづくり部局と文化財部局との連携が強化される方向が示されたわけであるが、さらに広範な検討のために、

市民や専門家に協力を求め、議論を尽くす必要がある。従来の文化財保護のように、文化財自体のオーセンティシティだけに拘っていけばよいわけではない。まさに歴史的風致として、周囲の景観、環境や人の営みとの関係性、一体性への配慮がますます必要とされるだろう。

歴史まちづくり計画の中には、民

間建築物への修景助成事業も含まれている。高山市の町並み・景観保全事業（看板設置・生垣等設置補助）、亀山市の歴史風致形成建造物修理事業などがある。

様々な主体が関わるソフトな事業も、多数の都市が記述している。先にも触れたように、NPOとの協働実績のある萩市は、既存、新規を組み合わせた取組が多数、列挙されている。

また、事業と関係が深い歴史的風致形成建造物についても、各市町村で多様な取組を見せている。いわゆる国指定の重要文化財や重要伝統的建造物群保存地区ではない、それらの周囲の歴史的風致を成す建造物という基本は一緒だが、萩市のように、所有者・管理者の維持管理状況や公開可能性といった条件を折り込んだり、景観計画における景観重要建造物と連動させるなどの取組が出始めている。

例えば、歴史まちづくり法の重点区域となるような地域を対象とした補助事業として全国各地で使われてきている「街なみ環境整備事業」で

は、住民間の街づくり協定締結を事業要件とすることで必然的に地域の主体的参画を事業に織り込んできていた。しかし、歴史まちづくり計画における事業において地域の主体的参画は明確な仕組みとしては担保されていない。

歴史的風致が人々の活動と不可分であると考えるならば、事業化にあたっては地域住民の参画が不可欠であろう。歴史まちづくり計画に関連づけて、観光振興をねらい、道路の美化舗装をしてみたら一過性で終わってしまい、地域住民にとっては歩みにくいだけだった等という事例を決して認めてはならない。地域住民らが反対するハコモノ建設なども最も避けるべきだろう。

歴史的風致は長い時間を経て作られ、これからも継承されるものである。歴史まちづくり計画における事業は、こうした歴史的風致の一部を形成し、かつ歴史的風致そのものやその持続性を向上させるものでなければならぬ。そのためには、地域が築いてきた時間の重みを正確に理解させる歴史性、周辺の自然環境や

町並みとの調和に基づいた一体感のある景観、地域住民による日常的な維持管理体制といった三点からの厳密で創造的な検討が欠かせない。歴史まちづくり計画の中にこうした考え方は読み取れるものの、事業が具体化される過程で、右の三点がどのように確保されるのかは不明である。繰り返しになるが、事業化の過程で、多様な立場から十分な議論を尽くし、歴史的風致の魅力を実際に向上させることが求められている。

こうして10自治体の歴史まちづくり計画を俯瞰してみると、歴史まちづくり計画は、従来の補助事業をイメージづけてきた「公共事業」の枠組みを超えた、地域のまちづくりの動きや民間の自助的努力も包含した地域のまちづくり運動を支援する「新たな公共」のための事業制度として発展していく可能性を感じる。各自治体の創意工夫がその可能性を引き出していくことを期待したい。